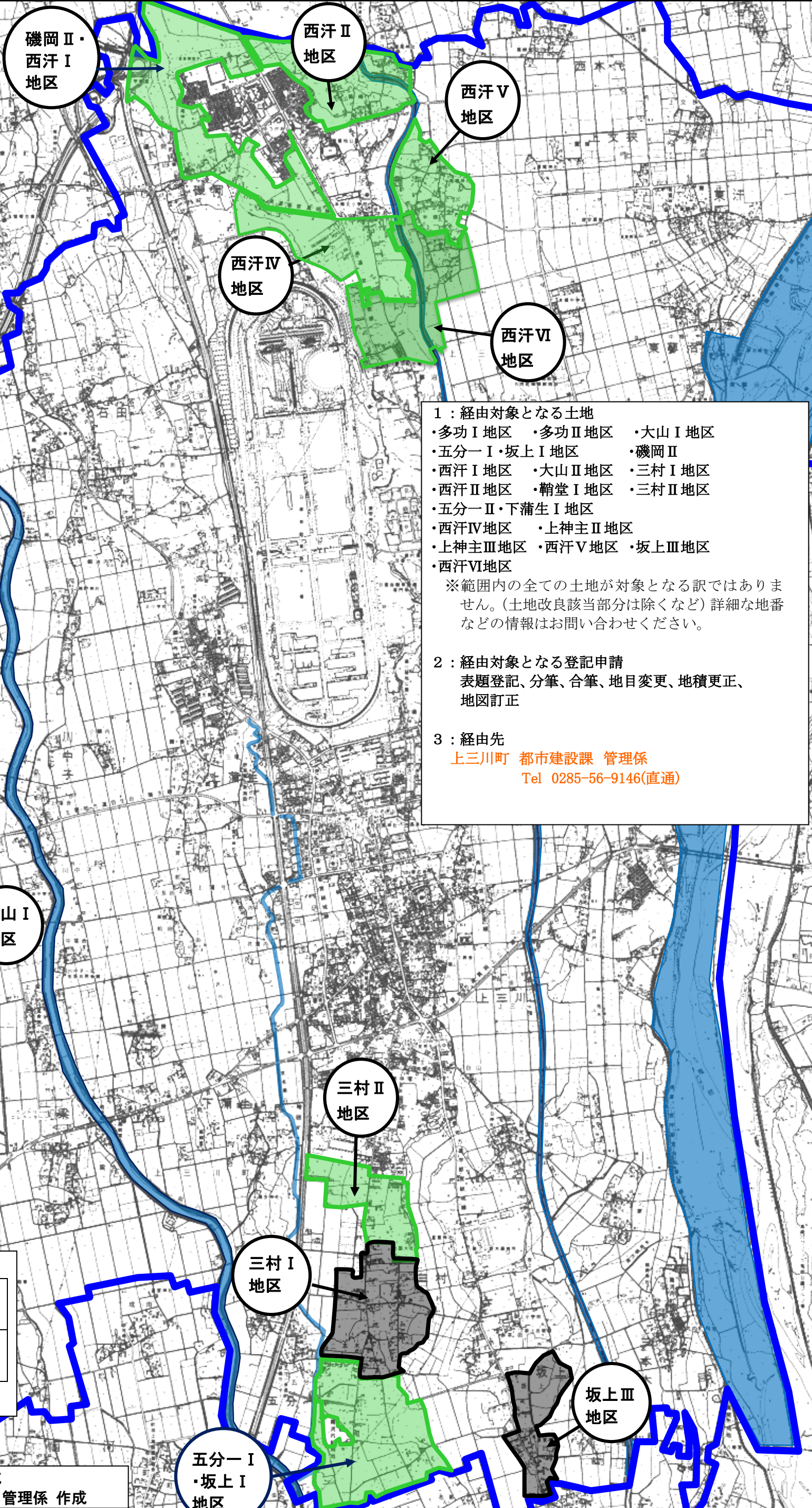


地籍調査実施区域における登記申請の町経由のお願い

上三川町では、平成20年度より上三川町大字石田地内から、地籍調査事業を開始いたしました。地籍調査の実施区域内（図参照）において、土地の表示に関する登記申請等を行う際は、地籍調査の成果と整合を図る必要がありますので、**上三川町の都市建設課管理係**を経由してから登記申請手続きを行ってくださるようお願いいたします。

上三川町



- 1：経由対象となる土地
- ・多功Ⅰ地区
 - ・多功Ⅱ地区
 - ・大山Ⅰ地区
 - ・五分一Ⅰ・坂上Ⅰ地区
 - ・磯岡Ⅱ
 - ・西汗Ⅰ地区
 - ・大山Ⅱ地区
 - ・三村Ⅰ地区
 - ・西汗Ⅱ地区
 - ・鞆堂Ⅰ地区
 - ・三村Ⅱ地区
 - ・五分一Ⅱ・下蒲生Ⅰ地区
 - ・西汗Ⅳ地区
 - ・上神主Ⅱ地区
 - ・上神主Ⅲ地区
 - ・西汗Ⅴ地区
 - ・坂上Ⅲ地区
 - ・西汗Ⅵ地区
- ※範囲内の全ての土地が対象となる訳ではありません。(土地改良該当部分は除くなど) 詳細な地番などの情報はお問い合わせください。
- 2：経由対象となる登記申請
表題登記、分筆、合筆、地目変更、地積更正、地図訂正
- 3：経由先
上三川町 都市建設課 管理係
Tel 0285-56-9146(直通)

凡 例

R6年度登記予定地区	
~R5年度実施地区	

令和6年2月21日作成
上三川町 都市建設課 管理係 作成